総社市自動車急発進抑制装置整備補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，高齢者が運転する自動車による交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため，自動車に後付けの自動車急発進抑制装置を取り付けた者に対し，予算の範囲内において，総社市自動車急発進抑制装置整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(１) 自動車急発進抑制装置　後付け急発進抑制装置として機能を有する装置のうち，国土交通省による個別認定又は性能認定を受けているものをいう。

(２) 自動車　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であり，かつ，次のいずれにも該当するものをいう。

ア　自動車急発進抑制装置を整備することが可能なもの

イ　自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に，自家用と記載されたもの

(３) 高齢者　６５歳以上の者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は，次のいずれにも該当する者とする。

(１) 補助金の交付申請時において，市内に住所を有する高齢者であること。

(２) 運転免許証を保有する者であること。

(３) 市税を滞納していない者であること。

(４) 総社市暴力団排除条例（平成２３年総社市条例第１５号）第２条に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業は，次のいずれかに該当する自動車（以下「補助対象自動車」という。）に対し，令和８年３月３１日までに行った，自動車急発進抑制装置の整備とする。

(１) 自動車検査証の所有者又は使用者の欄に，補助対象者の氏名及び住所の記載があるもの

(２) 補助対象者が使用者であることを証明できるもの

２　前項に規定する自動車急発進抑制装置の整備は，道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に適合するものでなければならない。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は，自動車急発進抑制装置の整備に要する，次に掲げる額の合計額とする。ただし，本補助金と同様の目的の補助（国，都道府県，その他団体によるものを含む。）を受けるときは，当該補助を受けた額を控除した額とする。

(１) 自動車急発進抑制装置の購入費

(２) 自動車急発進抑制装置の取付費

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は，前条に規定する補助対象経費の３分の２以内の額とし，５万円を限度とする。

２　前項に規定する額に１，０００円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

３　補助金の交付は，補助対象者１人につき，同一年度において１回限りとする。ただし，第１２条第１号又は第４号の事由に該当する場合は，この限りでない。

４　前項の規定にかかわらず，第１０条の規定による交付決定の取消しを受けた補助対象者については，当該年度以後の補助金の交付は行わない。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は，自動車急発進抑制装置を整備した日の属する年度の３月３１日までに，総社市自動車急発進抑制装置整備補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１) 自動車検査証の写し

(２) 運転免許証の写し

(３) 自動車急発進抑制装置を整備した事業者が発行する，申請者の氏名及び住所，自動車急発進抑制装置を整備した補助対象自動車の自動車登録番号，自動車急発進抑制装置の名称，整備年月日並びに整備に係る費用が明記されている書類又は自動車急発進抑制装置整備証明書（様式第２号）

(４) 自動車検査証の所有者又は使用者の欄に，申請者の氏名の記載がない場合は，補助対象自動車の使用者であることを証する書類

(５) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は，前条の申請があったときは，その内容を審査し，補助金を交付すべきものと認めたときは，交付の決定を行い，速やかに総社市自動車急発進抑制装置整備補助金交付決定通知書（様式第３号）により，当該申請者に通知するものとする。

２　市長は，前項の規定により補助金の交付を決定する場合において，補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは，条件を付することができる。

３　市長は，第１項の審査の結果，補助金を交付しないことを決定したときは，当該申請者に対し，その旨の通知を行うものとする。

（請求及び支払）

第９条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，市長に総社市自動車急発進抑制装置整備補助金請求書（様式第４号）を提出するものとする。

２　市長は，前項の請求書を受理したときは，速やかに当該交付決定者に補助金を支払わなければならない。

（交付決定の取消し）

第１０条　市長は，交付決定者が，次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２) 補助金の交付の決定内容，これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第１１条　市長は，前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において，その取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，当該交付決定者に対し，期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第１２条　交付決定者は，自動車急発進抑制装置を適正に使用し，補助金の受領日から１年間は，補助金の交付の目的に反して使用，譲渡し，貸付け，売却，廃棄等の処分をしてはならない。ただし，次の各号のいずれかに該当すると認める場合は，この限りでない。

(１) 天災等による破損等，自己の責めに帰すべき事由以外の事由で自動車急発進抑制装置を処分するとき。

(２) 病気等の事由により補助対象自動車の運転が困難になったとき。

(３) 運転免許証を返納したとき。

(４) その他自動車急発進抑制装置を処分することに相当の理由があるとき。

（検査等）

第１３条　市長は，補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは，交付決定者に対し，その目的を達成するために必要な限度において指示をし，報告書の提出を命じ，又はその状況を実地において検査することができる。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，令和４年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は，令和９年５月３１日限り，その効力を失う。